ACEF ニュースレター

2023年8月号



↑2023年夏のバングラデシュ スタディツアー おりがみをしました!

もくじ

- ・ 巻頭言:ACEFコミュニティのご紹介(小野道子理事、 佐藤飛文評議員、古賀博評議員)
- 「尊厳のリーダーシップ」読書会のご案内
- ・ 【スタディツアー終了】2023年秋のACEFセミナー
- スタディツアーインスタライブ 見逃し配信のご案内
- 【~8/3】クラファン セカンドゴール106%達成!
- 【10/1(日)14:00~14:45】グローバルフェスタ
- ・ 10月14日(土)日バ協会の講演会
- ・ アジア生協協力基金活動報告会のご案内
- BDPニュースレター: 2023年8月号
- GOEN登録のお願い
- 「ユース活動指定寄付」のお願い

**PDFのニュースレターはホームページよりダウンロードできます。

► URL https://acef.or.jp/mail_mag_2023august/ ※English version available on homepage!

~2023年夏期募金のお礼~ 今年も夏期募金へのご協力をいただき、心より感謝申し上げます。本来であれば、お一人おひとりにお礼を申し上げるところですが、この場を借りて、ご協力いただいた皆様に心より御礼申し上げます。本日はご報告やご案内など11本の記事をお届けいたします。

Foreword <巻頭言> ACEFコミュニティについてご紹介

ACEFのセーフガーディングワーキンググループの活動について (小野道子 理事)

「ACEFのセーフガーディングWGは、3名の理事とACEF事務局員で構成され、2021年より活動を開始しました。WGメンバーが、2021年5月から2022年12月まで計7回実施された国際NGO16団体が参加する「子どもと若者のセーフガーディング実践研修」(JICA主催)に参加しました。同研修会で得た知識やJANIC子どもと若者のセーフガーディング・ワーキンググループのメンバー団体の伴走支援もあり、ACEFの「子どもと若者のセーフガーディング指針」と「子どもと若者のセーフガーディングに関する行動規範」を日本語と英語で完成し、ベンガル語版も作成予定です。(https://acef.or.jp/harassment-prevention/)。セーフガーディング指針も行動規範も、ACEFに関わる日本とバングラデシュのすべての子どもや若者(子どもは18歳未満、若者は24歳までと定義)を対象としています。



指針や行動規範は、子どもや若者の尊厳を守ることはもちろんのこと、ACEFの活動に関わる会員の皆さんを守ること、そしてACEFという組織に対する社会的信頼を守ることにもつながります。スタディーツアー参加者は指針や行動規範の読み合わせを行ってから現地に出発しています。指針は3ページ、行動規範は2ページの計5ページの文書で高校生にも理解しやすい内容になっています。ぜひ会員の皆様全員にお読みいただき、ACEFに関わる子どもや若者をあらゆる暴力から守るために必要なことをご一緒に取り組んでいただければと思います。」

※ACEFのハラスメント防止・子どもと若者のセーフガーディングの方針と行動規範については、最後のページに掲載しています。

ACEFとBDPとの協働 (佐藤飛文 評議員)

「私が初めてACEFのスタディツアーに参加したのは2019年の夏でした。そのツアーで最初に訪問した学校がプーバイル地区のバニアバリBDPスクールでした。ヒンドゥー教徒の貧困層が多く住んでいる地域の学校ですが、子どもたちがとても人懐っこく、私たちの緊張をほぐしてくれました。2022年の夏、3年ぶりに再開されたスタディツアーで、バニアバリBDPスクールを再訪しました。3年前は低学年だった子どもたちが高学年になっていて、3年前に私たちが訪問して交流したことを覚えていてくれました。ACEFがコロナ対策で寄贈した手洗い用のタンクも設置されていました。「嵐で屋根が壊れてしまい、雨漏りがひどいので何とかしてほしい」とBDPスタッフのオモルさんがこぼしていました。

今年の夏、私自身はスタディツアーには参加できなかったのですが、バニアバリBDPスクールでの集合写真が届きました。茶色く錆びてボロボロだった校舎の屋根が、きれいな緑色の屋根に変わっていました。「屋根修理したの?」とオモルさんに尋ねたら、"Yes, we did repair Baniabari School!" という返信が届きました。ACEFとBDPとの協働によりバングラデシュの教育環境が少しずつ改善されていることを実感した、嬉しい出来事でした。」



↑2019年のスタディツアー



↑2022年のスタディツアー



↑2023年のスタディツアー

私の触れた草創期風景と祈り

「ACEFの設立は1990年のこと。

同年春、神学校を卒業した私は、

日本キリスト教団早稲田教会の伝道師へ。

早稲田教会は、ACEFが事務所を構えている

日本キリスト教会館の隣りにあります。



当時、会館の駐車場でアルミ缶をバコバコと踏み潰し、数多く集めていらっしゃる *おじさん、を毎日のように見ました。会館のいずれかの団体の方なのだろうと思い ましたが、どうして廃品回収業のようなことをしていらっしゃるのか、とても不思議 に思って主任牧師に尋ねてみたのです。

その方が舩戸良隆牧師であること、彼が中心となって立ち上げた団体はバングラデシュに小学校を作って子どもたちへの教育を目指していること、資金作りの一助として、アルミ缶を集めを舩戸牧師が先頭に立って進めておいでなのだと教えられました。

たぶん92年、来日されたミナ・マラカール女史を早稲田教会にお招きしてお話を 伺いました。貧困の連鎖から脱するため、子どもたちへの教育はもちろんのこと、母 親たちへの教育と意識改革が不可欠と強く訴えられたマラカール女史。

2006年から再び早稲田教会へ戻ってきて、評議員としてACEFとも関わりを与えられています。かつて触れることの許された、舩戸牧師のお姿やマラカール女史の訴えを心に置きながら、ACEFが創立時から捧げ続けてきた祈りに、微力ながらも連なりゆくことができればと願っています。」

「尊厳のリーダーシップ」読書会のご案内

「ディグニティ・モデル」をもとにした尊厳教育。著者ドナ・ヒックスのアプローチは私たちに具体的な形で「尊厳」を見るための扉を開きます。今回の企画はヒックスの本に改めて立ち返って、実際にどのようなことが書かれているかを検証し、意見交換をすることが目的です。関心のある方はどなたでも歓迎いたします。

日時:9月12日(火)11:00-15:00(ランチタイム30分ほど休憩)

場所: 桜美林大学町田キャンパス崇貞館3F「ユークリッド」

参加:基本は対面

流れ:各部の発題は15分ほど。ディスカッションが45分ほど。

第1部 pp. 29-101

第2部 pp. 103-169

第3部 pp. 171-248

企画:桜美林大学の滝澤美佐子教授、ジェフリー・メンセンディーク准教授(ACEF理事)





Study Jour 2023 × aCEF Seminar

【スタディツアー終了】2023年秋のACEFセミナー開催!

2023年8月8日(火)~8月20日(日)に実施されたACEF夏のバングラデシュスタディツアーが無事終了いたしました。参加者15名と引率者・スタッフの計17名でバングラデシュの大地を見て、聞いて、感じ、出会う濃い12日間を過ごしました。本スタディツアーで得た経験と学び、またバングラデシュやBDP小学校の今を日本の皆さまにお伝えすべく、9月24日(日)の15時より、ACEFセミナーを実施いたします。スペシャルゲスト・福島祐子さん、ショヘル・ラナさんご夫妻のお話しもお楽しみに!

日時:9月24日(日)15:00-17:00(受付開始14:30~)

①「最近のバングラデシュ教育事情」by祐子さん&ラナさん

② 2023年夏のACEFスタディツアー報告会

場所:池袋会場 友の家 〒171-0021 友の家 東京都豊島区西池2-20-11

またはZOOM

参加費:無料

参加申し込みフォーム:https://forms.gle/ZL5APoP6GtN4j1AUA







スタディツアーインスタライブ 見逃し配信のご案内

8月17日に実施された、バングラデシュ現地の様子お届けするインスタライブの見逃し配信のご用意が整いましたので、ぜひ

以下のリンクからご視聴ください。8月13日(日)10:00~ ボクシガンジの Boisnobpara BDP schoolより予定されていた配信は電波の不調のためキャンセル

とさせていただきました。

見逃し配信URL→

https://youtu.be/QfXziqv0li0

※URLをクリックしてのみ閲覧が可能な限定公開となっております。

ACEF YOUTH

8月3日終了・クラウドファンディングセカンドゴール106%達成しました!

7月7日よりスタートした実施されたACEFユース主催のクラウドファンディング「【現地ツアーとインターン実施】バングラデシュの子どもたちと共に歩む若者を応援!」が、無事8月3日に終了しました。なんとセカンドゴールの50万円を突破し、合計53万3千円の支援をいただきました。皆さまの温かい応援とサポートに心より感謝申し上げます。

本クラファンの一部を2023年ACEF夏のスタディツアー参加者の参加費補助として活用させていただきました。**9月24日(日)のACEFセミナー**にて、参加者より現地での経験や学びを皆さまにご報告させていただきます。ぜひ奮ってご参加ください。(ハイブリッド開催)

また、この度5千円以上のご寄付をいただいた皆さまに、9月下旬より、ACEF事務 局とACEFユースー同より感謝をこめてリターン品を発送させていただきます。ぜひ楽しみにお待ちください。これからもACEFユースをどうぞよろしくお願い申し上げます。



皆さまに応援いただき、スタツアに参加することができました。ありがとうございます!バングラでは、言葉では表しきれないくらいすてきなたくさんの出会いに恵まれました。これからもこの出会いを大切にしたいと強く思うと同時に、これまでの数々の出会いやいつも私の周りにいてくれる人たちにもこれまで以上に感謝したいと思いました。また、人権教育という私の将来の目標を再認識することができました。この思いを忘れずに、これからも学び続けていきたいです。



この度はクラファンをご支援いただいき、ありがとうございました。このツアーの初めに「バングラに心配できる人を作ろう」というお話がありました。最初は短い期間で可能だろうかと半信半疑でした。しかし、多くの人と関わるうちにベンガル人の優しさや暖かさに触れ、今では自信を持って「バングラに心配できる友達がいます」と言えます。人との関わりが少ない日本に暮らしているからこそ、そんなバングラの雰囲気が大好きでした。この新鮮な気持ちを忘れずに、自分の目標に向かってこれからも頑張っていきます!





この度はたくさんのご支援をありがとうございました! おかげさまで長年の目標であった初めてのバングラに行くことが叶いました。実際に自分の目でバングラの「今」を見れたことにより、不明瞭であったバングラでの人々の暮らしを今では明瞭に思い浮かぶことができます。帰国した今こうした経験を基に将来自分は何ができるかまだ分かりませんが、見聞きしたこと感じたことを忘れないように、報告会を通してバングラの魅力を伝えていけたらと思います。そしてまた急成長し続けるバングラの「今」を自分の目で見続けたいです。

【10/1(日)14:00~14:45】グロ -バルフェスタ出展が決まりました!

外務省主催グローバルフェスタJAPAN2023に 今年もACEFが出展します!2023年ACEFスタ ディツアー報告会というテーマのもと、バング ラデシュから帰国間もない高校生や大学生を中 心とした参加者からオンラインで報告いたしま す。今回はバングラデシュの現状報告だけでな く、来場者との交流も交えたアクティビティ盛 りだくさんの企画をしております。

グローバルフェスタWEBサイト
▶https://gfjapan2023.jp/

アジア生協協力基金活動報告会のご案内

BDPが運営するマイクロファイナンス事業を支援いただいたアジア生協協力基金の活動報告会のご案内です:①アーシャ=アジアの農民と歩む会・②アジアキリスト教教育基金。ACEFの公演では「ノンフォーマル学校を通じたマイクロファイナンス・パイロットプロジェクトのための貯蓄・融資グループ組織化・組織強化事業」というテーマにて、柳原さつき事務局長がお話いたします。

日時:9月7日(木)14:00~16:30

会場:主婦会館プラザエフ 5 階会議室 (来場・オンライン配信併用) 申込方法:下記 URL または右のQRコードからお申込ください。 https://business.form-mailer.jp/fms/36cf0172206499

※ オンデマンド配信での視聴をご希望の場合もお申込みをお願いいたします。

また、アジア生協協力基金の活動報告書にACEFの記事も掲載いただきました / 現地の様子だけでなく、BDPマイクロファイナンス事業の背景から、1年間の活動内容、活動成果や今後の課題など詳しく記載いただきましたのでぜひお読みください。

URL ▶ kikinkoubo230712 01 01.pdf (ccij.jp)



おまけ!なんと報告書の 表紙にも大きくACEFからのプ ーバイルマイクロファイナン スグループの写真も載せて いただきました!

10月14日(土)日本バングラデシュ協会講演会のご案内

~カラーチーに住む「ベンガリー」の子どもたちと教育~ACEF理事・東洋大学福祉社会デザイン学部准教授の小野道子先生より、カラーチーの「ベンガリー」の人々の暮らしや子どもたちの教育課題についてお話しいただきます。

日時:10月14日(土)14時00分~会場での対面及びオンライン参加

場所:日本キリスト教会館4階 A·B会議室

新宿区西早稲田2-3-18 (早稲田奉仕園敷地内)

(地下鉄早稲田駅下車出口2 徒歩8分)

お申し込み: https://forms.gle/yPxP4MzakCd5Pjf58

主催:一般社団法人 日本バングラデシュ協会、共催:ACEF



BDPニュースレターのご案内 (2023年8月号)

さらに広く自分たちの活動を知ってもらいたいという思いから、ACEFの現地パートナー団体BDP(Basic Development Partners)が ニュースレターを発行しています。日本語の翻訳も併せて発行 されていますので、ぜひぜひお目通しいただき、BDPのスタッフや 先生方の日常など、日本の皆さまにもBDPを少しでも身近に感じて いただければと思います。



▶BDPニュースレターはこちら https://acef.or.jp/mail-magazine/

決済代行会社変更のお知らせと、再登録のお願い

この度、会員管理システムが変更されるのに伴い、ACEFでは支援金の決済代行サービスをこれまでの「Syncable」から「GOEN」に変更することとなりました。GOENが会員システムと連動していることから、このサービス切り替えにより、支援者の皆様にはより一層タイムリーに、もれなく適切なACEF情報をお届けすることが可能になります。つきましては、大変お手数ではございますが、こちらから→ (https://acef.or.jp/news/re-entry-and-cancel/) 再登録をお願いいたします。

なお、これまでのSyncableについては、併せて継続寄付停止の手続きをしていただきますよう、お願いいたします。手続き方法がわからない方は、事務局までお知らせください。継続寄付停止の手続きはこちらから:

https://help.syncable.biz/hc/ja/articles/115003542393

お手数をおかけしますが、どうぞよろしくお願いいたします。

「ユース活動指定寄付」のお願い

ACEFでは今年から、ユース活動支援にもう少し軸足を置いていこうと考えています。ACEFでは、これまでもスタディツアーおよび様々な活動を通してバングラデシュの子どもたち、そして日本の若者の繋がりを育んで参りました。

よりグローバルな時代になった今、日本とバングラデシュの人々がいかに「共に生きる」ことができるか、体験し学ぶためにこれからも活動を進めて参りますので、皆さまのご理解と温かい応援・ご支援をお願いいたします。

現在のユースの活動は…

- 。クラウドファンディング
- 。イベント企画と開催
- 。 手工芸品やバザーのボランティア
- 。SNS配信や広報活動

詳しくはこちら▶ https://acef.or.jp/news/supportyouth/



find us on social media!











ココからフォロー→ https://linktr.ee/acef.ngo



(特活) アジアキリスト教教育基金 (ACEF)

〒169-0051 東京都新宿区西早稲田2-3-18 日本キリスト教会館26号室 tel 03-3208-1925 fax 03-6278-9180

担当:出立 メールニュースについてのご意見や配信停止はpublic@acef.or.jpまで

特定非営利活動法人 アジアキリスト教教育基金(ACEF) 子どもと若者のセーフガーディング指針

1. 目的

ACEF のビジョン(私たちの目指す世界)は、一人ひとりの尊厳が大切にされて、共に生きる喜びを感じられる社会を目指すことです。ACEF のミッション(私たちの使命)は、アジアの人々とのパートナーシップ・共働から共に生きることの実践を模索すること、未来の共生社会をつくりだす子ども・若者の可能性をひらくための教育活動を支援すること、バングラデシュと日本とが学びあい、大人と子ども・若者が共に育つ場をつくることです。ACEF は、1990年の設立から一貫して、バングラデシュの子どもたちの教育を支援する活動を行っています。バングラデシュへのスタディーツアーの実施や日本国内での活動を通じて、中高生や大学生などを含めた日本の子どもや若者に働きかける活動も行っています。

この指針は、ACEF の活動に関わるバングラデシュや日本の子どもや若者、一人ひとりの尊厳が大切にされ、 虐待や搾取、体罰、性暴力などを含むさまざまな暴力の危害にさらされず、安心・安全を感じられる環境を保障 するために作成されました。この指針によって、組織や個々人の責任を明確にし、ACEF に関わるすべての 関係者がこれを順守するように取り組みます。

この指針の付属文書「子どもと若者のセーフガーディングに関する行動規範」では、ACEF に関わる個々人が順守しなければならない内容を明らかにしています。この指針は、定期的に見直し、必要に応じて内容を改訂します。

2. 適用範囲

この指針が適用されるのは、下記の人たちです。

- ・ACEF事務局の職員(事務局長、常勤/非常勤職員)
- ・理事、監事、評議員などの ACEF 役員など
- ・ACEFの活動に関わる組織や関係者(インターン、ボランティア、サービスラーニングの受け入れ学生や派遣元の大学など)
 - ・ACEFが主催するスタディーツアーの参加者(子ども・若者も含む)
 - ・ACEFの活動において共働する現地のパートナー団体 (BDP: Basic Development Partners)
- 3. 原則 以下の原則を満たすことによって、この指針の実現を図ります。
- 1) 組織の責任

ACEFは、組織として、以下のことに責任を持って取り組みます。

① 啓発

- ACEF に関わるすべての関係者に対し、この指針について説明し、個々人の役割や責任について理解し、順守してもらいます。
- ACEF 事務局と理事会は、この指針を運用するための体制を整備し、手続きや実施方法を定める関連文書などを別に作成します。
- ACEF 事務局と理事会は、計画や予算の立案、新規職員の採用、年次報告などの際に、セーフガーディングの 指針を織り込みます。

② 相談·通報

- ACEF の活動を通じて、子どもや若者が尊厳をおびやかされるような状況や何らかの暴力にさらされている場合 に相談や通報できる体制を整備します。
- 相談や通報を受ける人権委員会1の担当者などに適切な研修を受けてもらい、子どもや若者の声を丁寧に聴く 体制をつくります。

③ 対応

・ACEF 事務局および人権委員会¹は、子どもや若者から相談や通報を受けた場合には、迅速に調査を行い、 誠意を持った対応を行います。

④ モニタリングと説明責任

・この指針の取り組みの進捗についてACEF事務局は理事会へ報告を行い、理事会はこの指針が適切に運営され 機能しているか、定例理事会において確認し、定期総会において会員への説明責任を果たします。

2) 個人の責任

ACEF に関わるすべての関係者(上記 2 の適用範囲を参照)は、付属文書「子どもと若者のセーフガーディングに関する行動規範」を含むこの指針を理解し、子どもと若者の尊厳を大切にし、権利が侵害されないように行動しなければなりません。指針や行動規範に反する問題や懸念を察知した場合には、事務局や人権委員会に報告するなど、個々人の責任を果たす対応を行わなければなりません。

3) 個人情報の保護と守秘義務

この指針に基づいて行われる通報や相談、調査などを通じて集められた情報を取り扱う際には、ACEF 事務局や 人権委員会など対応に関わる人々は、守秘義務を守る必要があります。集められた情報は、個人情報を保護した形 で適切に記録され、保管されなければなりません。

4)子どもや若者の参加と意見の尊重

ACEF 事務局や理事会、この指針の運用に関わる人たちは、子どもや若者が指針を理解することができるように必要な情報を与える必要があります。また、子どもや若者が指針の運用や改訂のプロセスに参加でき、安心して意見表明できるような場を作り、子どもや若者の意見を尊重するよう努めなければなりません。

5)連携機関との協働

ACEF は、子どもや若者と関わる事業やイベントなどを他の機関と連携して実施する際には、子どもと若者の権利に関する互いの責任を理解し、この指針の取り組みが確実に実行できるよう協力し合います。バングラデシュにおいては、BDP などのパートナー団体に対し、指針への理解を求め、現地事業で関わる子どもや若者たちが、ACEF による支援活動において、どんな暴力にもさらされず、安心・安全に過ごすことができるような環境づくりを推進します。

4. 言葉の定義

・「子どもと若者のセーフガーディング」 組織の役職員・関係者によって、また事業活動において、子どもや若者 にいかなる危害も及ぼさ ないよう、つまり虐待・搾取や危険のリスクにさらすことのないよう努めることであり、 万一、 活動を通じて子どもや若者の安全に関わる懸念が生じたときには、しかるべき責任機関に報告を 行い、それ を組織の責任として取り組むことです²。

・「子ども」

国連子どもの権利条約に基づき、18歳未満のすべての人を指します。

・「若者」

国連の定義に基づき、15歳から24歳のすべての人を指します。

・「子ども・若者に対する暴力」

子どもまたは若者に対するさまざまな形態の身体的、性的または心理的暴力で、以下のような暴力を含みます。 虐待:日本の法律では保護者がその監護する子どもに対して行う身体的、心理的、性的虐待やネグレクトを指します が、この指針では、大人から子どもへの不適切な行為全般を含むこととし、嫌がらせや乱暴な言葉がけなども含め ます。

搾取:対等ではない力関係を利用したり、金銭や贈物、食料などと引き換えにしたりすることで、 相手の心身の健康 や社会的・情緒的発達を阻害するような仕事やその他の活動に従事させること。

性暴力:性的なことを連想させる身振りや態度をとらせたり、性的な関係や活動に関わらせたり、性的関係を持つことなど性的な暴力すべてを含みます。

体罰:保護者や教師などが肉体的また身体的な苦痛を与える罰を加えること。

1 ACEF には、人権に関する相談を受け付ける委員会があります。プライバシーは守られます。

2 Keeping Children Safe (2014) による定義。Child safeguarding standards and how to implement them

特定非営利活動法人アジアキリスト教教育基金 ハラスメント防止規程

(目的)

第1条 本規程は、特定非営利活動法人アジアキリスト教教育基金(以下「当法人」という)の職場におけるハラスメント(パワーハラスメント、セクシュアルハラスメントおよび妊娠・出産・育児・介護休業等に関するハラスメントなど)を防止するために役員および従業員 が遵守するべき事項 ならびに役員の資格管理上ならびに従業員の雇用管理上の措置につ いて定めたものである。

(適用範囲)

第2条 本規程にいう役員とは、定款に従って選任された当法人の理事、監事をいう。

2 本規程にいう従業員とは、就業規則の適用範囲である事務局職員だけでなく、契約職員、 パート・アルバイト等 名称のいかんを問わず当法人に雇用されているすべての従業員が含 まれるものとする。

(定義)

第3条 本規程における「ハラスメント」とは、相手の人格や個人の尊厳を傷つける人格侵害に当たる言動であり、 次のように区分し、定義するものとする。

2パワーハラスメント(以下、「パワハラ」という)とは、職務上の地位や人間関係などの

職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えるまた は職場環境を悪化させる行為をいう。

「職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に」:直属の上司はもちろんのこと、直属の上司以外であっても、先輩後輩関係などの人間関係により、相手に対して実質的に影響力を持つ場合のほか、キャリアや技能に差のある同僚や部下が実質的に影響力を持つ場合を含むものとする。「職場」:勤務部署のみならず、従業員が業務を遂行する国内・海外すべての場所をいい、また、就業時間内に限らず実質的に職場の延長とみなされる就業時間外を含むものとする。

3 セクシュアルハラスメント(以下、「セクハラ」という)とは、職場において行われる、従業員の意に反する性的な言動に対する従業員の対応により、当該従業員の労働条件に不利益を与えたり、性的な言動により就業環境を害することをいう。なお、当該言動を行う者には事業主や上司、同僚に限らず、取引先等の他の事業主またはその雇用する従業員、顧客等も含まれる。また、セクハラは、異性に対する言動だけではなく、同性に対する言動も含まれ、従業員の性的指向や性自認にかかわらず、「性的な言動」であればセクハラに該当するものとする。

- 4 妊娠・出産・育児・介護休業等に関するハラスメントとは、職場において行われる、上司・同僚からの言動 (妊娠・出産したこと、育児・介護休業等の利用に関する言動)により、妊娠・出産した女性
 - 従業員や育児・介護休業等を申出・取得した従業員の就業環境を 害することをいう。なお、業務分担や安全配慮等の観点から、客観的にみて、業務上の必要性に基づく言動によるものについては、妊娠・出産・育児・介護休業等に関するハラス メントには該当しない。
- 5 前各項のいずれも、職権を背景にしないハラスメント行為も含むものとし、これらに準ずるものであって職場環境を悪化させたり個人の人格や尊厳を侵害したりするような一切の行為を、本規程におけるハラスメントとする。
- 6 第2項、第3項および第4項の職場とは、主として勤務する場所のみならず、従業員が業務を遂行するすべての場所をいい、また、就業時間内に限らず、実質的に職場の延長とみなされる就業時間外の時間を含むものとする。

(規程責任者)

第4条 本規程の管理責任者は、人権委員長とする。

(解釈上の疑義)

第5条 本規程の解釈について疑義が生じた場合は、人権委員長は、理事会で協議のうえ、これを決定する。

(改廃)

第6条 本規程は、従業員の意見を聴取の上、理事会の決議により、改廃する。

第2章 禁止行為

(パワハラ行為の禁止)

第7条 従業員は、次に掲げるようなパワハラ行為を行ってはならない。

- (1)暴行・傷害等身体的な攻撃を行うこと
- (2)脅迫・名誉棄損・侮辱・ひどい暴言等精神的な攻撃を行うこと
- (3)隔離・仲間外し・無視等人間関係からの切り離しを行うこと
- (4)業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、仕事の妨害等を行うこと
- (5)業務上の合理性なく、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと
- (6)私的なことに過度に立ち入ること
- (7)その他、前各号に準ずる行動を行うこと

(セクハラ行為の禁止)

第8条 従業員は、次に掲げるようなセクハラ行為を行ってはならない。

- (1)性的および身体上の事柄に関する不必要な質問・発言
- (2)わいせつ図画の閲覧、配付、掲示
- (3)うわさの流布
- (4)不必要な身体への接触
- (5)性的な言動により、他の従業員の就業意欲を低下せしめ、能力の発揮を阻害する行為
- (6)交際・性的関係の強要
- (7)性的な言動への抗議または拒否等を行った従業員に対して、解雇、不当な人事考課、配置 転換等の不利益を 与える行為
- (8)その他、相手方および他の従業員に不快感を与える性的な言動
- (9)その他、前各号に準ずる行為を行うこと

(妊娠・出産・育児・介護休業等に関するハラスメント行為の禁止)

第9条 従業員は、次に掲げるような妊娠・出産・育児・介護休業等に関するハラスメント行為を行ってはならない。

- (1)妊娠・出産・育児・介護に関する制度や措置の利用等に関し、解雇その他不利益な取扱いを示唆する言動
- (2)妊娠・出産・育児・介護に関する制度や措置の利用を阻害する言動
- (3)妊娠・出産・育児・介護に関する制度や措置を利用したことによる嫌がらせ等
- (4)妊娠・出産等したことにより、解雇その他の不利益な取扱いを示唆する言動
- (5) 妊娠・出産等したことに対する嫌がらせ等
- (6)その他、前各号に準ずる行為を行うこと

(その他あらゆるハラスメントの禁止)

第10条 前各条までに規定するハラスメントのほか、職場におけるあらゆるハラスメントによ

り、他の従業員の就業環境を害するようなことをしてはならない。

(管理監督者によるハラスメント黙認の禁止)

第11条 管理監督者は、部下である従業員が職場におけるハラスメントを受けている事実を認めながら、これを 黙認する行為をしてはならない。

第3章 相談・苦情の取扱い

(相談・苦情の取扱い)

第12条 各種ハラスメントに関する相談および苦情の相談窓口は、人権委員会とし、その責任者は、人権委員長とする。人権委員長は、ハラスメント相談窓口の存在・連絡先を全従業員 に周知するとともに、担当者に対する対応マニュアルの作成および対応に必要な研修等を 行うものとする。

- 2 ハラスメントの被害者に限らず、すべての従業員はハラスメントに関する相談および苦情 を窓口担当者に申し出ることができる。
- 3 ハラスメントに関する相談および苦情の申出は、現実に発生した場合だけでなく、発生の おそれがある場合にも 行うことができる。
- 4 相談窓口担当者は、前項の申し出を受けたときは、あらかじめ作成した対応マニュアルや 手順書等に沿い、相談者からの事実確認の後、人権委員長へ報告する。人権委員長は、報告に基づき、相談者のプライバシーに配慮した上で、必要に応じて行為者、被害者、上司 ならびに他の従業員等に事実関係を聴取する。
- 5 前項の聴取を求められた従業員は、正当な理由なくこれを拒むことはできない。
- 6人権委員長は、ハラスメントの調査内容を人権委員会へ報告する。
- 7 ハラスメントの最終的な事実認定は、人権委員長からの報告をもとに、理事会で行う。

(申出の方法)

第13条 前条に定める相談および苦情の申出は、書面または口頭で行うものとする。

2 相談および苦情窓口の利用は、匿名で行うこともできる。

第4章 委員会

(委員会の設置)

第14条 ハラスメントに関する事項を協議するため、人権委員会を設置する。

- 2人権委員会の協議事項は、次のとおりとする。
 - (1)ハラスメントの防止に関する研修および啓発
 - (2)ハラスメントの事実調査
 - (3)ハラスメントに関する相談および被害の救済
 - (4)ハラスメントの再発防止策に関すること
 - (5)その他ハラスメントの防止等に関すること
 - (6)子どもと若者のセーフガーディングに関すること
- 3人権委員会は2名ないしは3名で構成され、その委員長は、人権委員長とする。
- 4 人権委員会の委員長および構成員は、理事会で決議する。
- 5人権委員会の任期は2年とし、理事の選任後2年以内に終了する事業年度のうち最後のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

第5章 その他

(プライバシーの保護)

第15条 相談窓口担当者は、申出をした従業員および関係当事者のプライバシーの保護に十分留意しなければならない。

(不利益取扱いの禁止)

第16条 相談および苦情への対応に当たっては、関係者のプライバシーは保護されるとともに、相談をしたことまたは事実関係の確認に協力したこと等を理由として不利益な取扱いは行わない。

(懲戒処分等)

第17条 当法人は、ハラスメント行為が認められた従業員に対し、就業規則に基づいて懲戒処分を行う他、被害者の労働条件および就業環境を改善するために必要な措置を講じる。

2 人権委員会が懲戒解雇に相当すると判断した役員については、人権委員会より適切な理事および監事へ働きかけ、 定款第35条および第36条の手順を経て速やかに理事会に諮り、理事会が必要と認めた場合、定款第26条第2項(1) に従い総会を招集したうえで、あるいは理事会を経ずに監事が必要と認めた場合は、定款第26条第2項(3)に従い 総会を招集したうえで、定款第18条もしくは定款第22条に従い総会の議決により当該役員を解任する。

(再発の防止)

第18条 当法人は、ハラスメントが生じたときは、職場におけるハラスメントがあってはならない旨の方針 およびその行為者については厳正に対処する旨の方針について、再度周知徹底を 図るとともに、事案発生の原因 の分析、研修の実施等、適切な再発防止策を講じなければ ならない。

(改廃)

第19条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、2022年4月1日から施行する。

ACEF 子どもと若者のセーフガーディングに関する行動規範

ACEF の事務局職員/役員など/関係者/スタディーツアー参加者/現地のパートナー団体として、私は、公私にわたり以下の規範に則って行動することを約束します。

私は以下に合意します。

- 1.人種、皮膚の色、性(性指向・性自認を含む)、障害の有無、言語、宗教、文化・慣習、政治上などの意見、国籍や出身地、経済状況などにかかわらず、かけがえのない存在として一人ひとりの尊厳を尊重して行動します。
- 2.子どもや若者が自らの権利について理解し、年齢、成熟度、能力に応じて、意思決定に参加したり、懸念がある場合に話し合ったりできるようにサポートします。
- 3.子どもや若者と活動する場合、可能な限り他者の目が届く場所で行動し、子どもや若者が暴力などあらゆる危険にあいやすい状況をつくりません。
- 4.子どもや若者が緊急を要する危険に見舞われている時を除いては、保護者の同伴なしに子どもや若者だけを自宅 やホテルなどのプライベートな場所に招き入れません。
- 5.活動に参加している子どもや若者と同じ部屋で寝ることはしません。ただし、例外的状況 かつ事前に事務局長/ スタディーツアーの引率責任者 などの許可を得ている場合を除きます。
- 6.家事労働やその他の搾取的な労働に子どもを雇用したり、仕事を斡旋したりしません。
- 7.子どもや若者に関するセーフガーディングに関わる国際基準や法律や法令を順守します。
- 8.子どもと若者にとって危険な状況やその潜在的リスクを意識し、リスクを軽減、除去することなどを通して、いかなる形でも権利が侵害されないよう取り組みます。
- 9.活動に関わる子どもや若者、その家族、地域の人々などの関係者が、あらゆる懸念や問題を提起し、話し合えるようオープンな雰囲気をつくり、誠実に対応します。
- 10.子どもや若者に対する虐待、搾取、その他不適切な行為を見過ごさず、疑念がある場合には適切な手順にそって速やかに報告します。

私は以下の行為をしません。

- 11.子どもや若者に体罰を加えたり、暴力によって身体的に傷つけたり、尊厳を傷つけたりすること。
- 12.子どもや若者に対して不適切な言葉を使ったり、侮辱的、攻撃的な態度や行動をとったりすること。
- 13.子どもをひとりで車に乗せること。ただし、どうしても必要な事情があり、本人と子どもの保護者と業務管理責任者の同意を得た場合は、この限りではありません。
- 14.子どもや若者による違法、危険、または乱暴な行為を容認したり、加担したりすること。
- 15.特定の子どもや若者を差別したり、えこひいきなど他の人と異なる扱いをしたり、集団から排除したりすること。
- 16.活動にかかわる子どもや若者と活動外で個人的に連絡をとったり、とろうとしたりすること。
- 17.子どもや活動にかかわる若者に性的なことを連想させる身振りや態度をとらせたり、性的な関係や活動に関わらせたり、性的関係を持つこと。
- 18.ポルノグラフィーや過激な暴力を含む不適切な画像、動画、ウェブサイトに子どもを誘導し、その危険にさらすこと。
- 19.その他いかなる場合も、子どもや若者に対する暴力的な行為をしないこと。



コミュニケーションをとる際やメディア利用時は、以下に留意して行動します。

20.コンピューター、携帯電話、カメラなどの活用やソーシャルメディアの利用を適切に行い、決して子どもや若者の権利を侵害しません。

21.子どもや若者の写真や動画を撮る前に、個人の画像の使用に関する地域の慣習や規制を確認し、子どもや若者、その他おとなの権利が侵害されない場合に限り順守します。

22.子どもや若者が特定されるような写真を撮影する前に、写真や動画をどのように使用するのかを説明したうえで、本人と子どもの保護者の同意を得ます。

23.写真や動画の利用に際しては、性的なことを連想させるような挑発的な姿勢ではないこと、なおかつ適切に 衣服を身に着けていることを確認します。

24.メディアに画像や動画、文章を利用する場合は、本人の特定につながる情報が掲載されないようにします。 25.過去の経験についてむやみに質問しません。調査などで必要なときは十分に注意し、本人が話したくないことを無理に話させないようにします。

以上

2023年 月 日

ボランティア / 社員会員 / 評議員 / 理事 / その他

H		
氏名		
ν_{1}		